

茨 障 第 3348 号
令和 7 年 11 月 28 日

指定就労選択支援事業所 管理者 様

茨木市 福祉部
障害福祉課長 井上 寛之

就労選択支援について（通知）

平素は、本市障害者施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。
令和 7 年 10 月 1 日から指定障害福祉サービス「就労選択支援」の運用が開始されました。
就労選択支援の運用開始にあたりまして、下記のとおり定めましたので、通知いたします。

記

1 就労選択支援の基本的な考え方

就労選択支援は、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものである。

就労選択支援を適切に活用することにより、本人の希望や就労能力等に応じて、就労に必要な知識及び能力の向上に資する就労系障害福祉サービスや障害福祉サービス以外の就労支援制度、一般就労への移行といった就労に関する機会が適切に提供されるよう留意すること。利用者が予め見学・体験等により特定の事業所へ通所することを希望していたとしても、安易に追認する事業ではない点には特に注意されたい。

制度の趣旨を踏まえ、中立性を確保し、客観的な視点から利用者のアセスメントを実施し、情報提供を行い、意思決定を支援するなど適正に事業を実施すること。

2 対象者

以下のサービス利用者を対象とする。

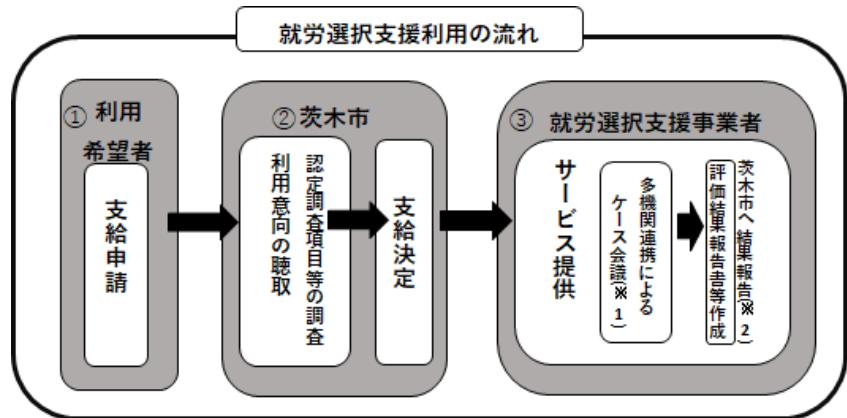
サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和 7 年 10 月から原則利用	希望に応じて利用
	・50 歳に達している者または障害基礎年金 1 級受給者 ・就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和 9 年 4 月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和 9 年 4 月から原則利用 ※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者

【出典】「就労選択支援実施マニュアル」（厚生労働省）

3 支給決定期間

原則 1 か月とする。

4 就労選択支援利用の流れ



- ① 利用希望者が茨木市に支給申請を行う。
- ② 茨木市は利用意向の聴取及び認定調査項目等の調査を行い、支給決定を行う。
- ③ 就労選択支援事業者は、支給決定を受けた利用者と利用契約の上、サービス提供を行う。

※1 多機関連携によるケース会議について

多機関連携によるケース会議においては、アセスメントや支援方針の検討において偏りが出ないよう複数の視点を取り入れ、アセスメントの質と中立性の担保を図るため、3者以上（本人、就労選択支援事業者、その他関係機関等）の参加すること。なお、就労選択支援の利用終了後に本人が通所を希望している障害福祉サービス事業者に対する多機関連携会議への参加依頼は想定しているものではないが、就労選択支援事業者が個別の事情に応じて当該事業者の参加を必要と判断した場合には、当該事業者を含めて4者以上の参加とすること。

また、利用者が指定特定相談支援事業を利用している場合、就労選択支援事業者は、指定特定相談支援事業者に対する多機関連携会議への参加依頼を行うこと。

※2 結果報告について

多機関連携によるケース会議で把握した本人の意向、関係機関の見解等を踏まえてアセスメント結果を作成し、速やかに下記ア～エの書類を作成し、茨木市に提出すること。

- ア 就労選択支援事業評価結果報告書
- イ 就労支援のためのアセスメントシート（独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構）
- ウ サービス提供実績記録表の写し
- エ 多機関連携によるケース会議録の写し

【参考】 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）

「就労支援のためのアセスメントシート」

<https://www.nivr.jeed.go.jp/research/kyouzai/kyouzai79.html>

〔問い合わせ先〕

茨木市福祉部 障害福祉課

認定給付1・2グループ

電話 072-620-1636（直通）

E-Mail syogaifukushi@city.ibaraki.lg.jp